

〔仮称〕長野市犯罪被害者等支援条例骨子案に対する意見・提案

No.	該当箇所	意見の概要	市の考え方	処理区分
1	1ページ 1制定の背景	1段落目 本人の意思とは無関係とあるが、無関係ではない場合もあると思う。出会い系などSNSの事件の場合、本当に無関係と言えるのだろうか。	ご意見を参考に、骨子案を修正します。(犯罪被害は本人の意思とは無関係である場合も想定されるので、「本人の意思とは無関係に起こることがあります」に修正)	A 骨子案を修正する。
2	1ページ 1制定の背景	県内では～ → 県内で実際に凶悪な犯罪が起きている(他市町村)想定とするならば、長野市内とした方が良いのではないかと。市内で起きたことをふまえて制定するという動きの方が分かります。	現在の状況について説明しているものなので、県内のことを記載しております。	E その他(質問への回答・状況説明等)
3	その他(制度全般)	犯罪被害者の多くは、何年経とうか心の傷は大きく癒えることはない。少しのことでトラウマになったり、更にPTSDになってしまうケースもある。被害者の置かれた状況を理解し、寄り添うことが大切。一日も早く自力で生活できるよう支えるための制度であって欲しい。	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
4	1ページ 2制定の目的	次のとおり、内容の追加を求めます。 犯罪被害者等支援に關し、犯罪被害者等基本法に基づき基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにします。	ご意見を参考に、骨子案を修正します。(目的の冒頭に「犯罪被害者等基本法の規定に基づき」を追加)	A 骨子案を修正する。
5	1ページ 3定義(2)	3(2)犯罪被害者等の定義について。加害者親族や関係者・勤務先も不当な差別や不利益を受けないよう定義付けしてはどうか。欲張りすぎでしょうか。	犯罪被害者等については、給付金の給付等の支援に関する内容の条項もあるため、現在の定義とします。	D 骨子案に盛り込まれていないが、検討の結果、修正しない。
6	1ページ 3定義(4)	市民等 → それ以外の観光客等が大きな事件に遭遇した場合について、京都では支援の条例(第15条)があります。長野市も善光寺をはじめとする歴史的建造物が多く、毎年、多くの方が訪れるため、必要と思われま。	ご意見を参考に、骨子案を修正し、条例案において修正する予定です。(市民等の定義に「滞在している者」を追加)	A 骨子案を修正する。
7	2ページ 3定義(6)	二次被害について TVやインターネット等の報道で知り得た事件を人々にすることで、被害者のプライバシーが侵害されてしまう。手続き等で窓口に相談に来た場合、被害者のプライバシーは大丈夫なのか、市として二次被害をどのように防ぐのか連携についてしっかり知りた。	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
8	2ページ 3定義(6)	行政機関の職員(等)による配慮に欠ける行動とありますが、窓口に来た方が犯罪被害者だと分からず対応してしまう可能性があるため、配慮が必要な方だとこちらから気付けるような目印何かがあれば助かるなと思いました。	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
9	2ページ 5市の責務	次のとおり、内容の追加を求めます。 基本理念のつと、国、県、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的・計画的に実施する。	ご意見を参考に、骨子案を一部修正し、条例案において修正する予定です。全庁で犯罪被害者等支援に取り組むため「総合的」、長野市人権政策推進基本方針で犯罪被害者等の支援を位置付けていることから「計画的」の文言を追加	A 骨子案を修正する。
10	2ページ、3ページ	7基本的施策(1),(2),(3),(4) ・各箇所の結びとして「その他の必要な支援を行う。」という表現をされていますが、連続して、4項目に共通しているため受け取り側からすると、漠然と印象になると考えます。(1)～(4)は、それぞれが複雑に絡んでくるため「その他の必要な支援」という表記にされていることは理解できますが、市民に向けて少しだけお考えいただけるとありがたいと感じました。	必要に応じて骨子案、条例(案)及び今後の施策の参考とさせていただきます。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
11	2ページ	7基本的施策(1) 相談…初対面の人に本当に相談ができるだろうか。家族でさえ言えない(特に被害者や近親者など)ワンクッションがあれば良いと思う。	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
12	2ページ	7基本的施策(1) 情報の提供…骨子案なのでフローチャートが見れないのでどのように連携しているのか見える化が欲しい。警察、県、市、支援団体の内容	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
13	2ページ	7基本的施策(1) 次のとおり、内容の追加を求めます。 ・総合支援窓口の設置を明記し、可能であれば専門職を配置すること。 ・罪状に問わず広く支援対象とすること。(財産犯、親族間犯罪等) ・被害者等が直面している問題について、プライバシーが守られ、落ち着いて話せる環境で相談に応じること。 ・被害直後から発生する様々な手続きについてワンストップで対応する総合的支援体制をつくること。	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。 また、今後、条例の制定により、犯罪被害者等が必要とする施策を実施し、犯罪被害者等が地域で孤立することのない社会を目指したいと考えております。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
14	3ページ	7基本的施策(2) 次のとおり、内容の追加を求めます。 ・被害者等が犯罪等により身に受けた影響から早期に回復できるよう、状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう必要な施策を講ずること。(医療相談、医療従事者の紹介、受診料負担の軽減等) ・被害者等が未成年であるときは、発達段階に応じた十分な配慮を行うこと。 ・関係機関等と連携し、病院等への付き添い、送迎、家事、育児、介護、日常生活の支援のための援助者の派遣等、必要な支援を行うこと。	ご意見を参考に、骨子案を修正し、条例案において修正する予定です。(「心身に受けた影響からの回復」の条項を加え、ご意見の趣旨を追記)	A 骨子案を修正する。
15	3ページ	7基本的施策(5) 市民や事業者の理解の増進も大切だが、まずは市として職員がしっかりこの制度を学び理解し、二次被害を生まめよう各部署における「教育」「研修」が必要である。厳しいデリケートな部分も多いので、個人情報もとより各窓口において手続き等案内がスムーズに行えるようレクチャーが必要と思われる。	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
16	3ページ	7基本的施策その他 次のとおり、項目及び内容の追加を求めます。 ○雇用の安定 ・市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と協力し情報提供などを行うとともに、事業者に対し犯罪被害者等が置かれている状況や支援についての理解及び二次被害の防止等に係る啓発について必要な支援を行うよう努めること	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。 また、県の条例ではこの条項が規定されており、県や県警と連携し、犯罪被害者等支援を行ってまいります。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
17	3ページ	7基本的施策その他 次のとおり、項目及び内容の追加を求めます。 ○犯罪被害者等基本計画 ・施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めること。 ・基本計画を定め又は変更しようとするときは、犯罪被害者等支援における様々な領域の有識者・犯罪被害者等当事者の意見が十分反映されるよう努めること。	犯罪被害者等支援については、現在も総合的な視点で体系的に取り組んでおり、条例制定により新たに取組む施策や充実させる施策についても、同様に総合的かつ体系的に取り組むことが可能ことから、個別の計画を策定しなくても、施策を計画的に推進していくことができると考えております。 また、今後、条例の制定により、犯罪被害者等が必要とする施策を実施し、犯罪被害者等が地域で孤立することのない社会を目指したいと考えております。	D 骨子案に盛り込まれていないが、検討の結果、修正しない。
18	3ページ	7基本的施策その他 次のとおり、項目及び内容の追加を求めます。 ○損害賠償に関する支援 ・犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等が行う損害賠償の請求の訴訟及び取り立てに關し必要な支援を行うこと。	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。 また、県の条例ではこの条項が規定されており、県や県警と連携し、犯罪被害者等支援を行ってまいります。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
19	3ページ	7基本的施策その他 次のとおり、項目及び内容の追加を求めます。 ○刑事に関する手続き ・被害者等が被害に係る刑事手続に適切に関与することができるよう、環境整備、経済的援助、相談機関及び支援団体の紹介等、必要な施策を講ずること。	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。 また、県の条例ではこの条項が規定されており、県や県警と連携し、犯罪被害者等支援を行ってまいります。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
20	3ページ	7基本的施策その他 次のとおり、項目及び内容の追加を求めます。 ○学校における教育 ・学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して被害者等が置かれている状況、支援の必要性、二次被害防止の重要性等について理解を深めるための教育、その他必要な施策を講ずること。 ・被害者等が児童または生徒であるときは、当該犯罪被害者等の状況に応じて十分な配慮を行うこと。	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。 また、県の条例ではこの条項が規定されており、県や県警と連携し、犯罪被害者等支援を行ってまいります。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
21	3ページ	7基本的施策その他 次のとおり、項目及び内容の追加を求めます。 ○人材の育成 ・犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性を理解し、適切な支援を行うため、支援にかかわる人材の育成を図ること。 ・被害者等の支援に必要なスキルを身につけるための職員等に対する研修、その他の必要な施策を講ずること。	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。 また、県の条例ではこの条項が規定されており、県や県警と連携し、犯罪被害者等支援を行ってまいります。	C 骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする。
22	3ページ	7基本的施策その他 次のとおり、項目及び内容の追加を求めます。 ○民間支援団体に対する支援 ・民間支援団体が適切かつ効果的に被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずること。	ご意見を参考に、骨子案を修正し、条例案において修正する予定です。(「民間支援団体に対する支援」の条項を加え、ご意見の趣旨を追記)	A 骨子案を修正する。
23	3ページ	7基本的施策その他 次のとおり、項目及び内容の追加を求めます。 ○安全の確保 ・被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止すること。 ・被害者等の安全を確保するため、保護、防犯に係る指導及び助言を行うこと。 ・被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずること。	必要に応じて今後の施策の参考とさせていただきます。 また、県の条例ではこの条項が規定されており、県や県警と連携し、犯罪被害者等支援を行ってまいります。	D 骨子案に盛り込まれていないが、検討の結果、修正しない。